

直接他所蔵置場所に搬入される海上貨物に対して「他所蔵置許可申請（TYC）」業務を実施する場合の留意点の解消について

2021年1月17日にリリースした「6N-20-15 他所蔵置許可申請（TYC）業務の仕様変更」において、ボートノート運送にて他所蔵置場所へ直接搬入される海上貨物に対しては、貨物情報が存在しない場合でも「他所蔵置許可申請（TYC）」業務の先行実施による貨物情報の作成を可能としました。しかしながら、仕様上の制限から「システム外搬入確認（BIB）」業務より前の予備申告（IDC）は実施できないことを2021年3月15日に周知させていただきました。

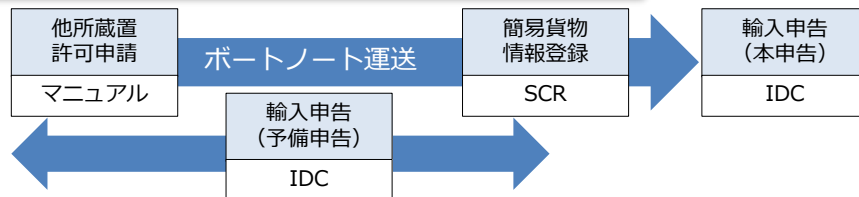
2021年5月31日（月）21時に実施するプログラム変更により、上記仕様上の制限を緩和し、**「システム外搬入確認（BIB）」業務より前であっても、予備申告（IDC）が実施可能となります**のでご注意ください。

仕様変更前

業務フロー① 他所蔵置許可申請前に予備申告を行う場合



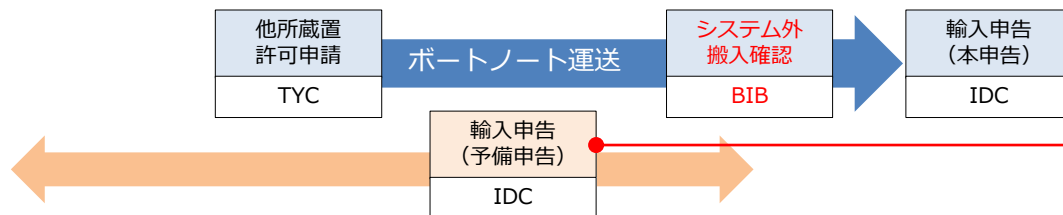
業務フロー② 他所蔵置許可申請後、搬入前に予備申告を行う場合



貨物を他所蔵置場所へ搬入する前に予備申告を行う必要がある場合には、従来の業務フローを実施する必要がある。
なお、予備申告（IDC）業務後にTYC業務を実施することは可能だが、その場合はBIB業務ではなく、従来どおりSCR業務にて貨物情報を作成することとなる。

仕様変更後

■ 他所蔵置許可申請前後に予備申告を行う場合（5/31リリース後）



5月31日（月）のプログラム変更により、BIB業務より前であっても予備申告（IDC）業務は実施可能となる。

【本資料に関する問合せ先】

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
システム運用部
運用企画課 プログラム変更担当

E-Mail : pcr@nacccs.jp